

議案第6号

鳥取県税条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年6月11日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(3世代住宅の取得に対する不動産取得税の減免)

第78条の2 知事は、法第73条の14第1項若しくは第3項又は第73条の27の2第1項の規定の適用を受けない住宅で、当該住宅に同居する直系の親族の世代数が当該住宅の取得者の世代を含めて3以上のもの（以下「3世代住宅」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、当該3世代住宅が法第73条の14第1項又は第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないとしたならば同条第1項若しくは第3項又は法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けることとなる場合には、法第73条の14第1項若しくは第3項の規定により控除するものとされる額に税率を乗じて得た額又は法第73条の27の2第1項の規定により減額するものとされる額に相当する額を減免することができる。

2・3 略

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減免)

第78条の3 知事は、法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けない土地で、3世代住宅の用に供するものの取得に対して

(3世代住宅の取得に対する不動産取得税の減免)

第78条の2 知事は、法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けない住宅（同条第1項又は第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えることによりこれらの規定の適用を受けないものに限る。）で、当該住宅に同居する直系の親族の世代数が当該住宅の取得者の世代を含めて3以上のもの（以下「3世代住宅」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、同条第1項又は第3項の規定を適用したとしたならば、これらの規定により不動産取得税の課税標準の算定について1戸につき価格から控除するものとされる額に税率を乗じて得た額を減免することができる。

2・3 略

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減免)

第78条の3 知事は、法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けない土地（当該土地に係る住宅が同条第1項の施行令で定

課する不動産取得税については、当該3世代住宅が同条第1項又は法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないとしたならば法第73条の24第1項又は第2項の規定の適用を受けることとなる場合には、これらの規定により減額するものとされる額に相当する額を減免することができる。

2 略

3 第1項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき第83条の2第1項の規定により徴収猶予がなされた場合、当該土地を取得した時において土地の利用につき法令による制限があり住宅を新築することができない場合その他当該土地を取得した時において住宅を新築することができないことにつき真にやむを得ない理由がある場合を除き、当該土地の取得者から、第106条に定めるところにより、当該土地の取得につき第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、同項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用するものとする。

める住宅の床面積に係る要件の上限を超えることにより同条第1項又は第2項の規定の適用を受けないものに限る。)で、3世代住宅の用に供するものの取得に対して課する不動産取得税については、同条第1項又は第2項の規定を適用したとしたならば、これらの規定により減額するものとされる額に相当する額を減免することができる。

2 略

3 第1項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合、当該土地を取得した時において土地の利用につき法令による制限があり住宅を新築することができない場合その他当該土地を取得した時において住宅を新築することができないことにつき真にやむを得ない理由がある場合を除き、当該土地の取得者から、第106条に定めるところにより、当該土地の取得につき第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、同項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用するものとする。

4 略

(3世代住宅等の取得に対する不動産取得税の徵収猶予)

第83条の2 知事は、住宅又は土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徵収する場合において、当該住宅又は土地の取得者から当該不動産取得税について第78条の2第1項又は第78条の3第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、第1号に該当する住宅の取得にあっては当該取得の日から6月以内の期間、第2号に該当する土地の取得にあっては当該取得の日から3年以内の期間、第3号に該当する土地の取得にあっては当該取得の日から1年以内の期間を限って、当該住宅又は土地に係る不動産取得税額のうち第78条の2第1項又は第78条の3第1項の規定により減免することができる額に相当する税額を徵収猶予するものとする。

- (1) 住宅を取得した日から6月以内に法第73条の2第1項に規定する耐震改修（以下「耐震改修」という。）を行う場合
- (2) 土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に住宅を新築する場合

4 略

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徵収猶予)

第83条の2 知事は、土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徵収する場合において、当該土地の取得者から当該不動産取得税について次の各号のいずれかに該当する旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、第1号に該当する土地の取得にあっては当該取得の日から3年以内の期間、第2号に該当する土地の取得にあっては当該取得の日から1年以内の期間を限って、当該土地に係る不動産取得税額のうち第78条の3第1項の規定により減免することができる額に相当する税額を徵収猶予するものとする。

- (1) 土地を取得した日から3年以内に当該土地の上に3世代住宅を新築する場合（当該取得をした者（以下この号において

(3) 土地を取得した日から 1 年以内に当該土地の上にある住宅を取得する場合

2 前項の申告は、第84条第1項の規定により当該住宅又は土地の取得の事実を申告する際、第106条の2の定めるところによつて、併せてしなければならない。

3～5 略

(3世代住宅等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し)

「取得者」という。) が当該土地を当該3世代住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該3世代住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。)

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から 1 年以内に当該土地の上にある既存の3世代住宅等 (既存の3世代住宅(新築された3世代住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の3世代住宅で法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の要件のうち、床面積に係る要件を除くいづれかの要件に該当するものをいう。以下同じ。) 及び新築された3世代住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち当該3世代住宅に係る土地について前号に該当するもの以外のものをいう。) を取得する場合

2 前項の申告は、第84条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、第106条の2の定めるところによつて、併せてしなければならない。

3～5 略

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収

第83条の3 知事は、前条第1項の規定によって徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について第78条の2第1項若しくは第78条の3第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。

2 略

(3世代住宅等の取得に対する不動産取得税の還付等)

第83条の4 知事は、住宅又は土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第78条の2第1項又は第78条の3第1項の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、これらの規定によって減免することができる額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

2・3 略

猶予の取消し)

第83条の3 知事は、前条第1項の規定によって徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について前条第1項第1号若しくは第2号に該当しないことが明らかとなったとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなったときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。

2 略

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付等)

第83条の4 知事は、土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第83条の2第1項第1号又は第2号に該当し第78条の3第1項の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、同項の規定によって減免することができる額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

2・3 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額に関する申告)

第91条 法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住宅を取得した者の住所及び氏名
- (2)～(4) 略

2・3 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から6月以内に同条第1項に規定する耐震改修を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 住宅を取得した者の住所及び氏名
- (2)・(3) 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額に関する申告)

第91条 法第73条の27の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住宅を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2)～(4) 略

2・3 略

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第92条 法第73条の27の2第2項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から6月以内に同条第1項に規定する耐震改修を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 住宅を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2)・(3) 略

(4) 耐震改修をする予定年月日

(5) 略

2 略

(3 世代住宅の取得に対して課する不動産取得税の減免に関する申告)

第105条 略

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 当該住宅が法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないとしたならば同項に規定する耐震基準適合既存住宅に該当することとなる場合にはそのことを証明する書類

(3) 当該住宅に耐震改修を行った場合には当該住宅が耐震基準に適合することにつき法第73条の27の2第1項の総務省令で定めるところにより証明する書類

(4) 略

3 略

(4) 法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修予定年月日

(5) 略

2 略

(3 世代住宅の取得に対して課する不動産取得税の減免に関する申告)

第105条 略

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 略

(2) 当該住宅が既存の3世代住宅である場合にはそのことを証明する書類

(3) 略

3 略

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減免に関する申告)

第106条 略

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前条第2項の規定により既に提出されている書類については、添付を省略することができる。

(1) 略

(2) 当該住宅が法第73条の14第3項の施行令で定める住宅の床面積に係る要件の上限を超えないとしたならば同項に規定する耐震基準適合既存住宅に該当することとなる場合にはそのことを証明する書類

(3) 略

3・4 略

(3世代住宅等の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第106条の2 第83条の2第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項各

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減免に関する申告)

第106条 略

2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前条第2項の規定により既に提出されている書類については、添付を省略することができる。

(1) 略

(2) 当該住宅が既存の3世代住宅である場合にはそのことを証明する書類

(3) 略

3・4 略

(3世代住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第106条の2 第83条の2第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項第

号に規定する期間内に3世代住宅の耐震改修、新築又は取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅又は土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 住宅又は土地を取得した者の住所及び氏名
- (2) 土地を取得した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 住宅又は土地を取得した年月日
- (4) 住宅の所在、用途及び床面積並びに住宅を取得した場合はその家屋番号
- (5) 住宅の耐震改修又は新築をする場合には着工及び完成の予定年月日、住宅の取得をする場合には取得する予定年月日
- (6) 略

2 略

(自動車取得税の課税免除)

第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号及び第4号に規定する自動車の取得にあっては、知事の承認を受けたものに限

1号の3世代住宅の新築又は同項第2号の既存の3世代住宅等の取得をすることを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該土地の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 土地を取得した者の住所及び氏名
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 土地を取得した年月日
- (4) 住宅の所在、用途及び床面積
- (5) 住宅の着工及び完成の予定年月日又は取得する予定年月日
- (6) 略

2 略

(自動車取得税の課税免除)

第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号及び第4号に規定する自動車の取得にあっては、知事の承認を受けたものに限

る。

(1)・(2) 略

(3) 一般財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車

(4) 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(8) 略

(9) 一般財団法人鳥取県交通安全協会が所有する自動車で専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供するもの

(10)・(11) 略

る。

(1)・(2) 略

(3) 財団法人鳥取県交通安全協会（昭和43年12月23日に財団法人鳥取県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）が専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供する自動車

(4) 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(8) 略

(9) 財団法人鳥取県交通安全協会が所有する自動車で専ら交通安全の指導及び普及宣伝の用に供するもの

(10)・(11) 略

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、平成26年4月1日以後の不動産の取得に
対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日前に鳥取県税条例第84条第1項の規定による住宅又は土地の取得の申告をした者が、新条例第106条の2第1項に規
定する申告書に同項に規定する書類を添付して、知事が別に定める期日までに知事に提出したときは、新条例第83条の2第2項の規定にか
かわらず、同条第1項の申告があったものとみなす。